# 教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付要綱

平成28年4月1日文部科学大臣裁定 平成29年4月1日一部 TF. 平成29年 5 月23日一 改 TE. 部 平成30年4月13日一 改 TF. 部 2019年 3 月15日一 TF. 部 改 令和 2 年 2 月 2 6 日 一 部 改 TF. 令和 2 年 8 月 2 7 日一 改 正 部 令和 2 年12月24日一 部 改 正 令和 3 年 3 月 2 3 日 一 部 改 正 令和 4 年 2 月 2 5 日一 部 正 改

#### (通則)

第1条 教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)(以下「補助金」という。)の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 第2条 補助金は、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備するとともに、医療的ケア看護職員や外部専門家を配置することにより、特別支援教育の推進を図るため、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施することを目的とする。
  - (1)特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援 体制整備事業
  - (2) 医療的ケア看護職員配置事業
  - (3) 外部専門家配置事業

# (交付の対象)

- 第3条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、切れ目ない支援体制整備充実事業を都道府県、市町村(特別区、教育に関する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)、学校法人(以下「補助事業者」という。)が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が別に認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助事業に係る補助対象経費及び補助金の額は別記に定めるところによる。

#### (交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を申請しようとするときは、別に通知する期日までに、大臣に対し、 交付申請書(様式第1)を提出しなければならない。
- 2 補助金の交付の申請をしようとする者が学校法人であるときは、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項の補助金の交付を受けようとする者のうち市町村においては、都道府県教育委員会に対し、交付申請書を送付するものとし、都道府県教育委員会は、受領した日から起算して30日以内に交付申請一覧(様式第2)を添えて大臣に送付するものとする。

## (交付の決定及び通知)

- 第5条 大臣は、前条第1項の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の申請をした者に対し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書(様式第3)により通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付の申請をした者が市町村の場合においては、交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を都道府県教育委員会に対し、交付決定一覧(様式第4)により送付するものとする。
- 4 都道府県教育委員会は、前項の規定による交付決定一覧を受領したときは、当該市町村に対し、速やかに交付決定通知書(様式第3の2)により通知するものとする。
- 5 大臣は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができるものと する。
- 6 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が文部科学省に到着してから30日とする。

## (申請の取下げ)

- 第6条 前条の通知を受けた者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある ときは、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定により取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までに交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、前条の通知を受けた者が市町村であるときは、前項に規定する交付申請取下げ書を都道府県教育委員会に送付するものとし、都道府県教育委員会は受領した交付申請取下げ書を大臣に送付するものとする。

## (経費の効率的使用等)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、 また支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の 費用で最大の効果をあげ得るよう経費を効率的に使用しなければならない。

#### (計画変更の承認)

- 第8条 補助事業者は、交付の決定の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式第5)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助目的を変えないで、補助事業ごとに配分された補助金額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。
- 2 前項の補助事業者のうち市町村においては、都道府県教育委員会に対し、変更承認申請 書を送付するものとし、都道府県教育委員会は、受領した日から起算して 30 日以内に変更 承認申請一覧(様式第6)を添えて大臣に送付するものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、 計画変更を承認すべきと認めたときは、当該補助事業者に対し、速やかにその計画変更の 承認を変更交付決定通知書(様式第7)により通知するものとする。
- 4 大臣は、前項の補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会に対し、そ

- の計画変更の承認を変更交付決定一覧(様式第8)により送付するものとする。
- 5 都道府県教育委員会は、前項の規定による変更交付決定一覧を受領したときは、当該市 町村に対し、速やかに計画変更の承認を変更交付決定通知書(様式第7の2)により通知 するものとする。

## (補助事業の中止又は廃止)

- 第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申 請書(様式第9)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、中止 (廃止) 承認申請書を都道府県教育 委員会に送付するものとし、都道府県教育委員会は受領した申請書を大臣に送付するもの とする。

#### (事業遅延の届出)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式第10)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、事業遅延届を都道府県教育委員会に送付するものとし、都道府県教育委員会は受領した届を大臣に送付するものとする。

#### (状況報告及び調査)

- 第11条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、状況報告書(様式第11) により補助事業の状況に関する報告の提出を求め、その状況を調査することができる。
- 2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、状況報告書を都道府県教育委員会に送付するものとし、都道府県教育委員会は受領した報告書を大臣に送付するものとする。

#### (実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第9条の規定による廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から1か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第12)を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会に実績報告書(様式 第12の2)を提出するものとする。
- 3 補助事業者が学校法人であるときは、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、 補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相 当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 4 第1項の場合において、実績報告書の提出期限について、第10条の規定により別段の指示等を受けたときは、その期限によることができる。

#### (補助金の額の確定)

- 第13条 大臣は、前条の規定による報告を受けた場合において、実績報告書、その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第13)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会が交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第13の2)により当該市町村に通知し、その結果を額の確定に関する報告書(様式第14)に当該市町村から提出された実績報告書の写しを添えて、大臣に報告するものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超

える補助金が交付されているときは、返還命令書(様式第15)により、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 4 前項の補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会が返還命令書(様式第15の2)により、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 5 第3項及び第4項の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条の2 補助事業者のうち学校法人は、補助金の交付の申請時において補助金に係る 消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消 費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入 控除税額確定報告書(様式第16)を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

# (補助金の支払)

- 第14条 補助金の支払は、原則として第13条第1項及び第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 補助事業者のうち学校法人は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金 支払請求書を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。また、 学校法人以外の補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支 払請求書を官署支出官都道府県会計管理者に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消し等)

- 第15条 大臣は、第9条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の 各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更するこ とができる。
  - (1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対 する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を付して交付した補助金の 全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その 命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計 算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第5項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者が取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、 大臣はその収入の全部または一部を国に納付させることができる。

#### (財産処分の制限)

- 第17条 適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める財産は、取得価格又は 効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。
- 2 適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、大臣が定める財産の処分を制限する 期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省 令第 15 号)を勘案して大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業について、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の状況を記載した帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了、あるいは中止又は廃止した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

#### (補助金調書)

第19条 補助事業者が都道府県及び市町村の場合においては、当該補助事業に係る歳入及 び歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(様 式第17)を作成しておかなければならない。

#### (遂行命令等)

第20条 適正化法第13条による補助事業の遂行及び一時停止の命令、適正化法第16条第 1項による補助事業の是正措置命令並びに適正化法第23条第1項による立入検査等については、補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会が行うことができるものとする。

#### (電磁的方法による提出)

第21条 申請者あるいは補助事業者又は都道府県教育委員会は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省又は都道府県教育委員会に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

# (電磁的方法による通知等)

第22条 大臣及び都道府県教育委員会は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、都道府県教育委員会又は補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は都道府県教育委員会又は補助事業者に対し、都道府県教育委員会は補助事業者に対し到達確認を行うものとする。

#### (その他)

第23条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

# 附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 教育支援体制整備事業費補助金(特別支援教育専門家配置事業)交付要綱(平成25年 5月15日文部科学大臣裁定。以下「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱により現に補助金が交付又は交付決定されている次に掲げる事業については、なお従前の例による。
- (1)教育支援体制整備事業費補助金(特別支援教育専門家配置事業)

附 則(平成29年4月1日一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、なお、従前の例による。

附 則(平成29年5月23日一部改正)

この要綱は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則(平成30年4月13日一部改正)

この要綱は、平成30年4月13日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則(2019年3月5日一部改正)

この要綱は、2019年4月1日より適用する。

附 則(令和2年2月26日一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日より適用する。

附 則(令和2年8月27日一部改正)

この要綱は、令和2年8月27日から施行し、令和2年度事業より適用する。

附 則(令和2年12月24日一部改正)

この要綱は、令和2年12月24日より適用する。

附 則(令和3年3月23日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日より適用する。

附 則(令和4年2月25日一部改正)

この要綱は、令和4年4月1日より適用する。ただし、施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、なお、従前の例による。

## 別記1

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの 切れ目ない支援体制整備事業

## 1. 補助事業

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体 制整備事業

## 2. 補助事業者

都道府県、市町村、学校法人

ただし、学校法人にあっては、特別支援学校又は特別支援学級を置く小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校を設置するものに限る。

#### 3. 補助対象経費

- (1) 医療・保健・福祉・労働等の関係行政機関等との相互連携の下で、卒業後の就労・自立・社会参加も含めた、広域的な地域支援のための有機的なネットワークを形成するために要する経費
- (2) 支援地域内の有機的なネットワークを十分機能させるため、「個別の教育支援計画」等を相互連携して作成・活用するために要する経費
- (3) 地域における社会福祉施策や障害者雇用施策と特別支援教育との一層の連携強化に取り組むため、医療・保健・福祉・労働等の関係機関等との適切な連携に要する経費
- (4) 上記の取組を普及啓発する際に要する経費

### 4. 補助金額

- ・補助対象経費の1/3以内とする。
- ・算出された総額(補助事業者単位)に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り 捨てるものとする。

#### 5. 補助対象経費の範囲

- ・有機的なネットワークの形成や個別の教育支援計画の作成・活用に係るシステムの開発や運用に要する経費の支出も差し支えないものとする。
- ・有機的なネットワークが形成されるまでの間、必要に応じて、医療・保健・福祉・労働等の関係機関等との適切な連携を支援する次に掲げるコーディネーターを配置することができるものとする。
  - ○早期支援コーディネーター

(主な役割) 就学に関する関係行政機関等との連絡・調整、就学に関する必要な情報 の収集・提供、就学に関する教育相談など

○就労支援コーディネーター

(主な役割) 就労に関する関係行政機関等(障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、地域障害者職業センターなど)との連絡・調整、就労に関する必要な情報の収集・提供、就労に関する相談、職場体験先の開拓・巡回指導、就労先の開拓、卒業後のフォローなど

○発達障害支援コーディネーター

(主な役割)発達障害に関する関係行政機関等(児童発達支援センターなど)との 連絡・調整、発達障害に関する必要な情報の収集・提供、発達障害に関す る教育相談、アセスメントの実施、指導方法改善のための助言など

○合理的配慮コーディネーター

(主な役割) 合理的配慮に関する関係行政機関等との連絡・調整、合理的配慮に関

する必要な情報の収集・提供、合理的配慮に関する教育相談、障害者差別解消法の理解促進など

○学校・病院連携コーディネーター

(主な役割)入院児童生徒等に対する教育機会の確保や復学支援に関する関係機関 (病院など)との連絡・調整、教職員に対する指導・助言、本人・保護者 からの教育相談など

・他の自治体や学校法人等に本補助事業で実施した内容を積極的に周知すること。

### 6. 補助対象経費の費目

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備に要する経費(諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、雑役務費等)で大臣が認める経費

### 7. その他

- ・業務の全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあってもその業務遂行に係る責は補助事業者に帰するものとする。
- ・当該補助事業は都道府県、市町村における切れ目ない支援体制の整備を促すことを目 的としていることから、補助する期間は事業の着手から3年を限りとする。
- ・当該補助事業を実施する場合においては、教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第4条に定める交付申請書に、当該補助事業の目的及び内容、補助事業に要する経費等を記載した事業実施計画書(別記1様式第1)を添付すること。
- ・当該補助事業が完了等した場合においては、交付要綱第12条に定める実績報告書に、 当該補助事業の成果等を記載した事業実施報告書(別記1様式2)を添付すること。

#### 医療的ケア看護職員配置事業

#### 1. 補助事業

医療的ケア看護職員配置事業

### 2. 補助事業者

都道府県、市町村、学校法人

#### 3. 補助対象学校種

補助対象者が設置する幼稚園型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校

※幼稚園型認定こども園については、厚生労働省「医療的ケア児保育支援事業」の対象 となる園を除く。

#### 4. 補助対象経費

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、医療的ケアを行うために、教員 (保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を有する者を除く。)とは別に配置する、医 療的ケア看護職員、介護福祉士及び介護福祉士法(第2条第2項)に規定する喀痰吸引等 を行う認定特定行為業務従事者(以下「介護福祉士等」という。)の配置に係る経費 ※学校において医療的ケアを行う者が学校において医療的ケア以外の業務に従事してい る場合、医療的ケアの業務に係る経費のみを計上すること。

### 5. 補助金額

- ・補助対象経費の1/3以内とする。
- ・算出された総額(補助事業者単位)に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り 捨てるものとする。

# 6. 補助対象経費の範囲

(1)補助対象となる医療的ケア看護職員及び介護福祉士の種類 学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るために配置する保健師、助産師、看 護師、准看護師及び教員とは別に配置する介護福祉士、認定特定行為業務従事者 ※学校において医療的ケアを行う者が学校において医療的ケア以外の業務に従事して

※字校において医療的ケアを行う者が字校において医療的ケア以外の業務に従事しいる場合、医療的ケアの業務に係る経費のみを計上すること。

- (2) 医療的ケア看護職員及び介護福祉士等の配置に当たって
  - ・医療的ケアが必要な幼児児童生徒の状態や地域における医療的ケア看護職員及び介護 福祉士等の需給を取り巻く状況などを踏まえ、例えば、複数校を巡回させるなど、適 切な配置方法を検討すること。
  - ・校内での医療的ケアの実施のほか、校外学習(宿泊学習を含む。)や登下校時における 送迎車両への同乗など校外での対応も差し支えないものとする。
  - ・喀痰吸引等を行わない介護福祉士等は補助の対象外である。

### 7. 補助対象経費の費目

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを行う医療的ケア看護職員及び介護福祉士等の配置に要する経費(諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、雑役務費等)で大臣が認める経費

## 8. その他

- ・業務を直接執行することが困難な場合、第三者に委託(必要があるとして、あらかじめ大臣の承認を得て再委託する場合を含む。以下同じ。)することができる。ただし、第三者に委託する場合にあってもその業務遂行に係る責は補助事業者に帰するものとする。
- ・当該補助事業を実施する場合においては、教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第4条に定める交付申請書に、当該補助事業の目的及び内容、補助事業に要する経費等を記載した事業実施計画書(別記2様式第1)を添付すること。
- ・当該補助事業が完了等した場合においては、交付要綱第12条に定める実績報告書に、 当該補助事業の成果等を記載した事業実施報告書(別記2様式2)を添付すること。

## 外部専門家配置事業

# 1. 補助事業

外部専門家配置事業

#### 2. 補助事業者

都道府県、市町村、学校法人

ただし、学校法人にあっては、特別支援学校又は特別支援学級を置く小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校及び中等教育学校を設置するものに限る。

# 3. 補助対象経費

特別支援学校における自立活動の充実を図るため、個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家との連携に係る経費

#### 4. 補助金額

- ・補助対象経費の1/3以内とする。
- ・算出された総額(補助事業者単位)に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り 捨てるものとする。

#### 5. 補助対象経費の範囲

(1) 配置する学校の種類

特別支援学校

ただし、地理的な要因等により特別支援学校のセンター的機能を活用できない小学 校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校に限り、配置することも差し 支えないものとする。

(2) 補助対象となる外部専門家の種類

専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など

- (3) 外部専門家の配置に当たって
  - ・特別支援学校の設置者においては、地域の小学校及び中学校等を設置する市町村教育 委員会等と連携を図ること。

### 6. 補助対象経費の費目

特別支援教育の充実を図るため、外部専門家の配置に要する経費(諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、雑役務費等)で大臣が認める経費

# 7. その他

- ・業務の全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあってもその業務遂行に係る責は補助事業者に帰するものとする。
- ・当該補助事業を実施する場合においては、教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第4条に定める交付申請書に、当該補助事業の目的及び内容、補助事業に要する経費等を記載した事業実施計画書(別記3様式第1)を添付すること。
- ・当該補助事業が完了等した場合においては、交付要綱第12条に定める実績報告書に、 当該補助事業の成果等を記載した事業実施報告書(別記3様式2)を添付すること。

		都道府県・市町村・学校法人名
事業実施計画 事業を持備する 事業を持備する 事業を持備する 事業を持備する 事業を持備する ものまた ものまた ものまた ものまた ものまた ものまた ものまた ものまた	<b>画書(特別な支援を必要と</b> ゛	する子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業)
<u> ну)</u>		
本補助事業着手年度: (의	平成・令和 年度)	
内容) 医療・保健・福祉・労働などの	の関係行政機関等との相互連携	長の下で、卒業後の就労・自立・社会参加も含めた、広域的な地域支援のための有機的なネットワークを形成
現状と課題】		
求められる有機的なネットワーク 	ウの在り方】	
本年度の事業内容】		
支援地域内の有機的なネット! 現状と課題】	フークを十分機能させるため、	個別の教育支援計画を相互連携して作成・活用
   求められる個別の教育支援計画の	の活用の在り方】	
本年度の事業内容】		
)地域における社会福祉施策や	冷障害者雇用施策と特別支援	教育との一層の連携強化に取り組むため、医療・保健・福祉・労働等の関係機関等との適切な連携
【現状と課題】		
【求められる医療・保健・福祉・労	労働等の関係機関等との適切な連 	- 携の在り方】 
【本年度の事業内容】		
これらの取組を普及啓発		
これらの取組を普及啓発		
)これらの取組を普及啓発		
これらの取組を普及啓発 本年度の事業内容】 (3)において、有機的なネットワ	フークが形成されるまでの間、	必要に応じて、医療・保健・福祉・労働等の関係機関等との適切な連携を支援するコーディネーターを配置 場合は、よたス支援内容の直目でましめて記載し、具体的な支援内容を記載するコーディネーターを配置
これらの取組を普及啓発 本年度の事業内容】 ③において、有機的なネットで 場合は、記載すること。複数の 支援内容	フークが形成されるまでの間、 の役割を持つ者を配置している 配置人数 ※実人数	必要に応じて、医療・保健・福祉・労働等の関係機関等との適切な連携を支援するコーディネーターを配置 場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。 配置先及び具体的な支援内容
これらの取組を普及啓発 本年度の事業内容】 ③において、有機的なネットで 場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援	の役割を持つ者を配置している 	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。
(3)において、有機的なネットで 場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮	の役割を持つ者を配置している 	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。
これらの取組を普及啓発 本年度の事業内容】 ③において、有機的なネットで 場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援	の役割を持つ者を配置している 	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。
②において、有機的なネットで 場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容 配置先及び具体的な支援内容
の取組を普及啓発 本年度の事業内容】 (③)において、有機的なネットで、 場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。
の取組を普及啓発 本年度の事業内容】  (③において、有機的なえ。複数の支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計  (経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容 配置先及び具体的な支援内容
これらの取組を普及啓発 本年度の事業内容】  (③)において、有機的なネッ複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計  経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費 雑役務費	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数	配置先及び具体的な支援内容
の取組を普及啓発 本年度の事業内容】  (③)において、有機的なネットで、場合は、記載すること。複数の支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計  (経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容 配置先及び具体的な支援内容
のこれらの取組を普及啓発本年度の事業内容】  ③ において、有機的なネッ複数の支援内容早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計 経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費 雑役務費 その他 計 (補助対象経費)	の役割を持つ者を配置している 配置人数 ※実人数  の 金額  の の の の の の の の の の の の の の の の	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。
の取組を普及啓発 本年度の事業内容】  (③において、有機的なネッ複数の支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計 経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費 雑役務費 その他 計 (補助対象経費)  「旅費契約によるる場合は、各種目による場合によるを費目によるを費きに表する経費で各種目によるを表すに表すると、本事業に要する経費で各種目による。	の役割を持つ者を配置している 配置人数 ※実人数 の 金額 の 金額 の の会計規則等(委託契約による場 では当する内容をそれぞれの費目 では当する内容をそれぞれの費目 ではまらないものは、その他に計	内訳
の取組を普及啓発 本年度の事業内容】  (③において、有機的なネッ複数の支援内容早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計  (経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費 雑役務費 その他 計(補助対象経費)  (旅費契約によるる場合は、各費目による場合によるる場合によるを費目にまする経費で各費目にお	の役割を持つ者を配置している 配置人数 ※実人数 の 金額 の 金額 の の会計規則等(委託契約による場 では当する内容をそれぞれの費目 では当する内容をそれぞれの費目 ではまらないものは、その他に計	が場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。  配置先及び具体的な支援内容  内訳  内訳  今記は、事業者の規定等)に基づいて適切に計上すること。  に計上すること。 ・上し、具体的な内容を内訳に示すこと。
これらの取組を普及啓発 【本年度の事業内容】  (③)において、有機的なえ。複数の支援内容早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計  (経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費 雑役務費 その他 計(補助対象経費)  (系流光製約による場合は、条費による場合による場合による経費で各費目による	の役割を持つ者を配置している 配置人数 ※実人数 の 金額 の 金額 の の会計規則等(委託契約による場 では当する内容をそれぞれの費目 では当する内容をそれぞれの費目 ではまらないものは、その他に計	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容  配置先及び具体的な支援内容  内訳  内訳  内訳  合は、事業者の規定等)に基づいて適切に計上すること。  に計上すること。 ・上し、具体的な内容を内訳に示すこと。  【本件担当】  担 当 課
②これらの取組を普及啓発 【本年度の事業内容】  《③において、有機的なネットがの場合は、記載すること。複数の支援内容早期支援就労支援発達障害支援合理的配慮学校・病院連携計  (経費の配分・使用方法)費目旅費消耗品費通信運搬費人件費雑役務費をの他計(補助対象経費)	の役割を持つ者を配置している 配置人数 ※実人数 の 金額 の 金額 の の会計規則等(委託契約による場 では当する内容をそれぞれの費目 では当する内容をそれぞれの費目 ではまらないものは、その他に計	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容  配置先及び具体的な支援内容  内訳  内訳  内訳  お合は、事業者の規定等)に基づいて適切に計上すること。  に計上すること。  「本件担当  担当 選 担当 選 担当 選 担当 選 担当 選 担当 選 租 当 者 電話 番 男
これらの取組を普及啓発 【本年度の事業内容】  (③)において、有機的なえ。複数の支援内容早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計  (経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費 雑役務費 その他 計(補助対象経費)  (系流光製約による場合は、条費による場合による場合による経費で各費目による	の役割を持つ者を配置している 配置人数 ※実人数 の 金額 の 金額 の の会計規則等(委託契約による場 では当する内容をそれぞれの費目 では当する内容をそれぞれの費目 ではまらないものは、その他に計	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容  配置先及び具体的な支援内容  内訳  内訳  内訳  お合は、事業者の規定等)に基づいて適切に計上すること。  に計上すること。  「本件担当」  「本件担当」  「本件担当」  「本件担当」  「本件担当」  「本件担当」

東業宇協却4		都道府県・市町村・学校法人名
<b>事未</b> 天旭報	告書(特別な支援を必要とて	する子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業)
目的)		
本補助事業着手年度: (氧 内容)	平成・令和 年度)	
医療・保健・福祉・労働などの	の関係行政機関等との相互連携	第の下で、卒業後の就労・自立・社会参加も含めた、広域的な地域支援のための有機的なネットワークを形成
現状と課題】		
求められる有機的なネットワーク	クの在り方】	
本年度の事業内容】		
支援地域内の有機的なネット	ワークを十分機能させるため、	個別の教育支援計画を相互連携して作成・活用
現状と課題】		
求められる個別の教育支援計画の	の活用の在り方】	
本年度の事業内容】		
		教育との一層の連携強化に取り組むため、医療・保健・福祉・労働等の関係機関等との適切な連携
現状と課題】	で	教育との一層の連携短孔に取り組むため、
   求められる医療・保健・福祉・第 	労働等の関係機関等との適切な連	護の在り方】
【本年度の事業内容】		
)これらの取組を普及啓発		
【本年度の事業内容】		
場合は、記載すること。複数は	の役割を持つ者を配置している 	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。
場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援	ワークが形成されるまでの間、 の役割を持つ者を配置している 配置人数 ※実人数	必要に応じて、医療・保健・福祉・労働等の関係機関等との適切な連携を支援するコーディネーターを配置 場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。 配置先及び具体的な支援内容
場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援	の役割を持つ者を配置している 	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。
場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。
場合は、記載すること。複数の支援内容早期支援財力支援発達障害支援合理的配慮学校・病院連携計	の役割を持つ者を配置している 	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。
場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。
場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計 経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容 配置先及び具体的な支援内容
場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計 経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容 配置先及び具体的な支援内容
場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計 経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費 雑役務費 その他	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容 配置先及び具体的な支援内容
場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計 経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費 雑役務費	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容 配置先及び具体的な支援内容
場合は、記載すること。複数の支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計 経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費 雑役務費 その他 計(補助対象経費)  旅費契約による場合は、各項目による場合による場合による場合による場合による場合による場合による場合による場合	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数  の の 金額  の の会計規則等(委託契約による場 で計上すること。 に相当する内容をそれぞれの費目	ル場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。  配置先及び具体的な支援内容  内訳  内訳  今は、事業者の規定等)に基づいて適切に計上すること。
場合は、記載すること。複数の支援内容 早期支援 別方支援 発達障害支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計 経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費 雑役務費 その他 計 (補助対象経費) 旅費、契約による場で各費目に表する経費で各費目に表する経費でも必要する経費に表する経費に表する経費に表する経費に表する経費に表する経費に表する経費に表すると表すに表すると表すに表すると表すに表すると表すると表すと、表すると表すると、表すると、表すると、表すると、表すると	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数  の 金額  の会計規則等 (委託契約による場合を) では、その他に計せるとのでは、その他に計せるようないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまとないものは、その他に計せるまとないものは、その他に計せるようないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというない。	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容を記載すること。  配置先及び具体的な支援内容  内訳  内訳  合は、事業者の規定等)に基づいて適切に計上すること。
場合は、記載すること。複数の支援内容 早期支援 別方支援 発達障害支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計 経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費 雑役務費 その他 計 (補助対象経費) 旅費、契約による場で各費目に表する経費で各費目に表する経費でも必要する経費に表する経費に表する経費に表する経費に表する経費に表する経費に表する経費に表すると表すに表すると表すに表すると表すに表すると表すると表すと、表すると表すると、表すると、表すると、表すると、表すると	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数  の 金額  の会計規則等 (委託契約による場合を) では、その他に計せるとのでは、その他に計せるようないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまとないものは、その他に計せるまとないものは、その他に計せるようないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというない。	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容  配置先及び具体的な支援内容  内訳  内訳  内訳  合は、事業者の規定等)に基づいて適切に計上すること。 に計上すること。 に計上すること。 「に計上すること。 「本件担当】
大学で表現であるによる。複数の表現であるによる。複数の表現であるによる場所を表現である。複数の表現である。複数の表現である。複数の表現である。複数の表現である。複数の表現である。複数のである。 は、まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数  の 金額  の会計規則等 (委託契約による場合を) では、その他に計せるとのでは、その他に計せるようないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまとないものは、その他に計せるまとないものは、その他に計せるようないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというない。	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容 配置先及び具体的な支援内容 内訳 内訳 内訳 は、事業者の規定等)に基づいて適切に計上すること。 に計上すること。 ・上し、具体的な内容を内訳に示すこと。  【本件担当】  担当報 担当者
表別の	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数  の 金額  の会計規則等 (委託契約による場合を) では、その他に計せるとのでは、その他に計せるようないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまとないものは、その他に計せるまとないものは、その他に計せるようないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというない。	場合は、主たる支援内容の項目でまとめて記載し、具体的な支援内容  配置先及び具体的な支援内容  内訳  内訳  内訳  内訳  (本件担当)  「担当」  担当」  「担当」  「根件担当]
京場合は、記載すること。複数の 支援内容 早期支援 就労支援 発達障害支援 合理的配慮 学校・病院連携 計 (経費の配分・使用方法) 費目 旅費 消耗品費 通信運搬費 人件費 雑役務費 その他 計(補助対象経費)	の役割を持つ者を配置している配置人数 ※実人数  の 金額  の会計規則等 (委託契約による場合を) では、その他に計せるとのでは、その他に計せるようないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまらないものは、その他に計せるまとないものは、その他に計せるまとないものは、その他に計せるようないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというないものは、その他に計せるというない。	Ri 世先及び具体的な支援内容  内訳  内訳  お合は、事業者の規定等)に基づいて適切に計上すること。  に計上すること。 ・上し、具体的な内容を内訳に示すこと。  【本件担当】  担当課  担当課  担当報  担当者 電話等号

(別記2様式1 事業実施計画書) 都道府県・市町村・学校法人名

事業実施計画書(医療的ケア看護職員配置事業)

(目的)

(人)

(内容)

○配置状況

(1)雇用人数

	直接雇用	委託	合計
医療的ケア看護職員			0
介護福祉士			0
認定特定行為業務従事者			0
計	0	0	0

※委託の欄には、委託契約書等において定めている人数を記入すること。

# (2)業務内容等

# ○医療的ケア看護職員

学校種	対象の幼児児童生徒 が在籍する学校数	対象の幼児児童生徒数	対応する看護師数	うち、登下校時の対応を行う看護 師数	うち、校外学習時の対応を行う看 護師数
幼稚園(A)					
小学校 (B)					
中学校(C)					
高等学校 (D)					
特別支援学校(E)					
教育委員会に配置して巡回 (F)					
計	0	0	0	0	0

※義務教育学校前期課程は小学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程は中学校、中等教育学校後期課程は高等学校に含めること。

※延べ人数を計上すること。(複数の学校で勤務している場合は、各学校種において計上すること。同一学校種の場合は、対応する学校数を計上すること。)

※ (F) に計上した者は (A) ~ (E) に重複して計上しないこと。

# ○介護福祉士等

学校種	対象の幼児児童生徒 が在籍する学校数	対象の幼児児童生徒数	対応する介護福祉士等数	うち、登下校時の対応を行う介護 福祉士等数	うち、校外学習時の対応を行う介 護福祉士等数	
幼稚園(A)						
小学校(B)						
中学校 (C)						
高等学校(D)						
特別支援学校(E)						
教育委員会に配置して巡回 (F)						
計	0	0	0	0	0	

※義務教育学校前期課程は小学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程は中学校、中等教育学校後期課程は高等学校に含めること。

※延べ人数を計上すること。(複数の学校で勤務している場合は、各学校種において計上すること。同一学校種の場合は、対応する学校数を計上すること。)

※ (F) に計上した者は (A) ~ (E) に重複して計上しないこと。

# (経費の配分・使用方法)

費目	金額	内訳
旅費		
消耗品費		
通信運搬費		
人件費		
雑役務費		
その他		
計 (補助対象経費)	0	

※旅費、人件費は、各補助事業者の会計規則等(委託契約による場合は、事業者の規定等)に基づいて適切に計上すること。 ※派遣契約による場合は、雑役務費に計上すること。

※派遣契約による場合は、雑役務費に計上すること。※委託契約による場合は、各項目に相当する内容をそれぞれの費目に計上すること。

※再委託契約による場合は、替項目に相当する内容をそれぞれの質目に訂上すること。
※再委託契約による場合は、該当する費目の内訳にその旨を明記し、その合計額を「計(補助対象経費額)」内訳に記載すること。

※本事業に要する経費で各費目におさまらないものは、その他に計上し、具体的な内容を内訳に示すこと。 ※消費税込み価格で記入すること。

担	当 謂	Ę	
担	当 耆	i	
電 話	番号	1.	
メール	アドレス	`	

# 事業実施報告書(医療的ケア看護職員配置事業)

(目的)

(内容)

○配置状況

(1)雇用人数

(人)

	直接雇用	委託	合計
医療的ケア看護職員			0
介護福祉士			0
認定特定行為業務従事者			0
計	0	0	0

※委託の欄には、委託契約書等において定めている人数を記入すること。

# (2)業務内容等

# ○医療的ケア看護職員

学校種	対象の幼児児童生徒 が在籍する学校数	対象の幼児児童生徒数	対応する看護師数	うち、登下校時の対応を行う看護師 数	うち、校外学習時の対応を行う看護 師数
幼稚園(A)	幼稚園(A)				
小学校(B)					
中学校(C)					
高等学校 (D)					
特別支援学校 (E)					
教育委員会に配置して巡回 (F)					
計	0	0	0	0	0

※義務教育学校前期課程は小学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程は中学校、中等教育学校後期課程は高等学校に含めること。

※延べ人数を計上すること。(複数の学校で勤務している場合は、各学校種において計上すること。同一学校種の場合は、対応する学校数を計上すること。)

※ (F) に計上した者は (A) ~ (E) に重複して計上しないこと。

# ○介護福祉士等

	学校種	対象の幼児児童生徒 が在籍する学校数	対象の幼児児童生徒数	対応する介護福祉士等数	うち、登下校時の対応を行う介護福 祉士等数	うち、校外学習時の対応を行う介護 福祉士等数
	幼稚園(A)					
	小学校 (B)					
	中学校 (C)					
	高等学校 (D)					
	特別支援学校(E)					
教	育委員会に配置して巡回 (F)					
	計	0	0	0	0	0

※義務教育学校前期課程は小学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程は中学校、中等教育学校後期課程は高等学校に含めること。

※延べ人数を計上すること。(複数の学校で勤務している場合は、各学校種において計上すること。同一学校種の場合は、対応する学校数を計上すること。)

※ (F) に計上した者は (A) ~ (E) に重複して計上しないこと。

# (経費の配分・使用方法)

費目	金額	内訳
旅費		
消耗品費		
通信運搬費		
人件費		
雑役務費		
その他		
計(補助対象経費)	0	

※旅費、人件費は、各補助事業者の会計規則等(委託契約による場合は、事業者の規定等)に基づいて適切に計上すること。 ※派遣契約による場合は、雑役務費に計上すること。 ※委託契約による場合は、各項目に相当する内容をそれぞれの費目に計上すること。 ※再委託契約による場合は、該当する費目の内訳にその旨を明記し、その合計額を「計(補助対象経費額)」内訳に記載すること。 ※本事業に要する経費で各費目におさまらないものは、その他に計上し、具体的な内容を内訳に示すこと。 ※消費税込み価格で記入すること。

担	1	当	課	
担	1	当	者	
電	話 話	番	号	
ý	ニール	アド	レス	

(別記3様式1 事業実施	計画書)							
				- 1114-	**************************************	1 57		
	都道府県・市町村・学校法人名							
		<b>重</b> 業宝	施計画書(外部『	<b></b> 東明家配署				
		<b>事</b> 未入	心心可固 自 (717日)-	计10分配色争采/				
(目的)								
(内容)								
○配置状況								
(1)配置人数	(人)							
外部専門家の名称	人数							
専門の医師								
理学療法士								
作業療法士								
言語聴覚士								
その他								
計	0							
<ul><li>(2) 派遣・連携学校数</li><li>※延べ数で計上する</li></ul>	こと。(1名の外部専門家	が小学校1校、中学	交2校と連携している	場合は、小学校1、	中学校2と計上すること	· )	(校)	
		セン	ター的機能を活用する	る学校	センター的	」機能を活用できず配	置する学校	
外部専門家の名称	特別支援学校	 小学校	中学校	高等学校	小学校	 中学校	高等学校	
専門の医師								
理学療法士								
作業療法士								
 言語聴覚士								
その他								
計	0	0	0	0	0	0	0	
(3)外部専門家の具体※「その他」の外	的な連携内容について 部専門家を活用する場合は	具体的な職種、センタ	ター的機能を活用でき	ず外部専門家を配置	する場合はその理由もあ	っわせて記載すること		
(VV = + +	<b>N</b>							
(経費の配分・使用方法)	т т				rhi≅⊓			
費目 	金額				内訳			
消耗品費								
通信運搬費								
人件費								
推役務費 #								
その他								
計(補助対象経費)	0							
可 (補助內家性員)	0							
※派遣契約による場合は ※委託契約による場合は	助事業者の会計規則等(委 、雑役務費に計上すること 、各項目に相当する内容を 各費目におさまらないもの すること。	。 それぞれの費目に計 <sub>-</sub>	上すること。		すること。			
					【本件担当】			
					担 当 課			
					担 当 者			
					電話番号			
					メールアドレス			

(別記3様式2 事業実施	報告書)						
				<del>*</del> 47.7	道府県・市町村・学校法	- 1 夕	
				有PJ	<b>旦</b> 府県・田町州・子仪伝	5人名	
		事業宝	施報告書(外部耳	<b></b> 重明家配置事業)			
		<b>,</b>					
(目的)							
(内容)							
○配置状況							
(1)配置人数	(人)	ı					
外部専門家の名称	人数						
専門の医師							
理学療法士							
作業療法士							
言語聴覚士							
その他							
計	0						
(2)派遣・連携学校数							
	こと。(1名の外部専門家	でが小学校 1 校、中学	校2校と連携している	場合は、小学校1、	中学校2と計上すること	٤.)	(校)
外部専門家の名称	特別支援学校	セン	ター的機能を活用する	る学校	センター的	内機能を活用できず配	置する学校
外部导門家仍名称	村別又抜子仪	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
専門の医師							
理学療法士							
作業療法士							
言語聴覚士							
その他							
計	0	0	0	0	0	0	0
(3)外部専門家の具体※「その他」の外	的な連携内容について 部専門家を活用する場合は	は具体的な職種、セン	ター的機能を活用でき	ず外部専門家を配置	する場合はその理由も	あわせて記載すること	0
(経費の配分・使用方法	1						
費目	金額			l	内訳		
旅費							
消耗品費							
通信運搬費							
人件費							
雑役務費							
その他							
計(補助対象経費)	0						
※派遣契約による場合は ※委託契約による場合は	助事業者の会計規則等(多 、雑役務費に計上すること 、各項目に相当する内容を 各費目におさまらないもの すること。	:。 :それぞれの費目に計.	上すること。		すること。		
					F I M I Serve		
					【本件担当】		
					担当課		
					担 当 者		
					電話番号		
					メールアドレス		

(様式第1 交付申請書)

日

文部科学大臣 殿

申請者の名称 当該団体の長の職名 当該団体の長の氏名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付申請書

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、関係資料を添えて申請します。

記

(単位:円)

	(十四:11)
補助事業区分	交付申請額
特別な支援を必要とする子供への就学前 から学齢期、社会参加までの切れ目ない 支援体制整備事業	
医療的ケア看護職員配置事業	
外部専門家配置事業	
合計	0

- (注) 交付申請額は、千円未満を切り捨てた額を記入すること。 交付申請書添付様式に必要事項を記入し、交付申請書に添付すること。
  - · 事業計画書(様式第1別紙1)
  - · 収支予算書(様式第1別紙2)
  - ·銀行口座情報(様式第1別紙3)
  - ・事業実施計画書(別記1様式1、別記2様式1、別記3様式1のうち該当事業)

所	属	名	
職	・氏	名	
所	在	地	
電	話番	号	
メー	ールアドレ	ノス	

# (様式第1別紙1 事業計画書)

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)事業計画書

# 都道府県•市町村•学校法人名

(単位:円)

補助事業区分	補助対象経費	交付申請計画額	備考
特別な支援を必要とする子 供への就学前から学齢期、 社会参加までの切れ目ない 支援体制整備事業		0	0
医療的ケア看護職員配置事業		0	0
外部専門家配置事業		0	0
合計	0	0	0

# (注)

- 1 補助対象経費については1円単位まで記入するが、交付申請計画額は補助事業区分ごとに千円未満を切り捨てた額を記入すること。
- 2 補助対象経費については、前年度などの執行率を考慮した上で、必要額を計上すること。

担	当	課	
担	当	者	
電	話 番	号	
メー	- ルアドロ	ノス	

(様式第1別紙2	収支予算書)				
令和 年度教 に係る収支予		事業費補助金(切れ目ない支援体制	制整備充実	医事業)	
		= <del>**</del> . \* <del>*</del>	<u>۸</u> - ۲۰	· 左 □	н
		議決 議決予定	令和 令和		日日
		### (1 /C	10 11	, 1 24	, .
歳入					
款	項	目	金	額 (円)	
		計			
歳出					
款	項	目	金	額(円)	
		計			
		рі			
作成すること。 2 都道府県、市町村、(1)議決済みの場合 本票は、当該補明(2)議決未済の場合 本票のとおり当計(3)一部議決済、一	学校法人は、本票に 助事業に係る予算書の 変補助事業に係る予算 部議決未済の場合	場合には、都道府県・市町村・学校法人 おいて次のとおり証明又は確約すること 抜粋に相違ありません。 を確保することを確約します。 一部議決済みであり、議決未決分につい	۰		
令和 年	月日				
		都道府県・市町村・	学校法人	 名	
	<b>V</b> _L_/d. Let NA ■				
	【本件担当】       担 当 課				
	担当群				
	電話番号				
	メールアドレス				

(様式第1別紙3 銀行	<b>宁口座情報</b> )	)			
			住所 〒		
			—— 名称		
				者役職名、氏名 は国庫金振込通知書 <i>0</i>	
振	込先口座()	主意:国庫金	を取り扱っ	ていない銀行には扱	長込できません)
<b>カナ</b> ( ※通帳に表記されて	<b>口座名義</b> いるカナロ座名	<b>義を記入</b>			
ゆうちょ銀行以外の金	<b>シ融機関</b>				
金融機関名				支店名	
金融機関コード ※″0″を省略せずに 必ず4桁で記入				<b>店舗コード</b> ※″0″を省略せずに 必ず3桁で記入	
<b>預金種別</b> ※普通預金、当座預金、別段預金のいずれかを記入				<b>口座番号</b> ※必ず7桁で記入。7桁未満の場合は、頭に"0"を付けて7桁にすること。	
ゆうちょ銀行(通帳に 例)記号 12340-1 番号 12345671	→ 234 の音	『分を記入(1桁目	目の1と5桁目	のOは固定なので記入不野	要、一1は記入不要)
	記号	1		0	
ゆうちょ銀行	番号			1	※番号が8桁未満の場合は、頭に"0"を付けて8 桁にすること。
			上記、釒	限行口座についての問	い合わせ先
			担	旦当者役職名、氏名	
			   	<b>電話番号</b>	
			X	ールアドレス	

(様式第2 交付申請一覧)

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付申請一覧

都道府県名

					補助対象網					<u>l</u> 額(円)	
番号	交付申請者名 (市町村名)	交付申請 年月日	交付申請 文書番号	特別な支援を必 要とする子供へ の就学前から学 齢期、社会参加 まで切れ目ない の支援体制整備 事業			計	特別な支援を必 要とする子の就学前か多 が が が が が が が が が が が が が が り が り が り		外部専門家配置	計
1							0	0	0	0	0
2							0	0	0	0	0
3							0	0	0	0	0
4							0	0	0	0	0
5							0	0	0	0	0
6							0	0	0	0	0
7							0	0	0	0	0
8							0	0	0	0	0
9							0	0	0	0	
10							0	0	0	0	0
11							0	0	0	0	0
12							0	0	0	0	0
13							0	0	0	0	· ·
14							0	0	0	0	0
15							0	0	0	0	0
16							0	0	0	0	
17							0	0	0	0	
18							0	0	0	0	
19							0	0	0	0	Ŭ
20	Λ = I						0	0	0	0	
I	合計	•		0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 補助対象経費の各行は,円単位で入力すること。

(注) 2 交付申請額の各行の欄は,千円未満を切り捨てること。(自動計算)

<b>L</b> 1 1 1 3 -	
担 当 課	
担 当 者	
電話番号	
メールアドレス	

## (様式第3 交付決定通知書)

# 文 書 番 号

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付決定通知書

都道府県・学校法人名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

# 令和 年 月 日

# 文部科学大臣

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」とし、その内容は、当該申請の際提出された「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)事業計画書」記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。 ただし、補助事業内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額について は、別に通知するところによるものとする。
- 3 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から3 0日以内とする。

補助対象経費	金 <mark></mark>	円
補助金の額	金 ·	円

4 補助対象経費の区分ごとの補助対象経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業区分	補助対象経費(円)	補助金の額(円)
特別な支援を必要とする子供への就学前から学 齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 事業		0
医療的ケア看護職員配置事業		0
外部専門家配置事業		0

- 5 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)と補助金の額とのいずれか低い額とする。
- 6 補助事業は、補助金の交付の決定をした会計年度の3月31日までとする。 交付の条件は、教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付要綱によ るものとする。

【本件担注	当】	
担当部	十	
担当者	ΨŖ	
電話番	号	
メールアド	ノス	

## (様式第3の2 交付決定通知書)

# 文 書 番 号

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付決定通知書

# 市町村名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、文部科学大臣より次のとおり交付決定する旨の連絡があったので同法第8条の規定により通知します。

# 令和 年 月 日

# 都道府県教育委員会名

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」とし、その内容は、当該申請の際提出された「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)事業計画書」記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。 ただし、補助事業内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額について は、別に通知するところによるものとする。
- 3 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から3 0日以内とする。

補助対象経費	金	P	7
補助金の額	金	P	7

4 補助対象経費の区分ごとの補助対象経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業区分	補助対象経費(円)	補助金の額(円)
特別な支援を必要とする子供への就学前から学 齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 事業		0
医療的ケア看護職員配置事業		0
外部専門家配置事業		0

- 5 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)と補助金の額とのいずれか低い額とする。
- 6 補助事業は、補助金の交付の決定をした会計年度の3月31日までとする。 交付の条件は、教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付要綱によ るものとする。

担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

(様式第4 交付決定一覧)

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付決定一覧

都道府県名

						補助対象総	圣費(円)			補助金の	額 (円)		
番号	自治体コード	交付申請者 名 (市町村 名)	交付申請 年月日	交付申請 文書番号	特別な支援を支援を子前などの対象との対象をの対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	医療的ケア看 護職員配置事 業	外部専門家配 置事業	計	特別なすな対象との学が関いたの学が関いたの学が関いたの学が関いたのができる。 社会の 大会の 大会の 大会の 大会の 大会の 大会の 大会の 大会の 大会の 大	医療的ケア看 護職員配置事 業	外部専門家配 置事業	<del>i  </del>	
1								0	0	0	0	0	
2								0	0	0	0	0	
3								0	0	0	0	0	
4								0	0	0	0	0	
5								0	0	0	0	0	
6								0	0	0	0	0	
7								0	0	0	0	0	
8								0	0	0	0	0	
9								0	0	0	0	0	
10								0	0	0	0	0	
11								0	0	0	0	0	
12								0	0	0	0	0	
13								0	0	0	0	0	
14								0	0	0	0	0	
15								0	0	0	0	0	
16								0	0	0	0	0	
17								0	0	0	0	0	
18								0	0	0	0	0	
19								0	0	0	0	0	
20								0	0	0	0	0	
		合計	<del> </del>		0	0	0	0	0	0	0	0	

担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

(様式第5	変更承認申請書)
(がなみ) かり	发火州心中时青月

 文書番号

 令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者の名称
当該団体の長の職名
当該団体の長の氏名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)変更承認申請書

令和 年 月 日付け 文科初第 号で交付の決定を受けた教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)について、教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付要綱(平成28年4月1日文部科学大臣裁定)第8条の規定により、下記の通り内容を変更したいので、申請します。

_=	_
===	┌ .
н	
н	_

1 既交付決定額	
----------	--

2 変更後の交付申請額

9	算出内訳	
.3	显出内部	

金	円
金	円

(単位:円)

補助事業区分	変更後の 補助対象経費 (A)	変更後の 交付申請額(B)	既交付決定額 (C)	差引増減額 (D)=(B)-(C)
特別な支援を必要とする子供への就 学前から学齢期、社会参加までの切 れ目ない支援体制整備事業		0		0
医療的ケア看護職員配置事業		0		0
外部専門家配置事業		0		0
合計	0	0	0	0

4 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

(様式第6 変更承認申請一覧) 今和 年度教育支援体制敷備事業费補助会(初 8 日 2 1)支援体制敷備本宝事業)亦再承認申誌一覧																			
令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)変更承認申請一覧 都道府県名											· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
				7.2	変更後の補助対象	·経費 (A) (円)			変更後の交付申記	清額(B)(円)			既交付決定額	i(C)(円)			変更増減額(B)	- (C) (円)	
番自治体コード号	補助事業者名(市町村名)	変更承認申請 年月日	変更承認申請 文書番号	特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ないの支援体制整備事業		外部専門家配置事業	計	特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ないの支援体制整備事業	医療的ケア看護職 員配置事業	外部専門家配置事業	計	特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ないの支援体制整備事業	医療的ケア看護職 員配置事業	外部専門家配置事業	計	特別な支援を必要 とする子供への就 学前から学齢期、 社会参加まで切れ 目ないの支援体制 整備事業	医療的ケア看護職 員配置事業	外部専門家配置事 業	計
1							0	0	0	0	0				0	0	0	0	(
2							0	0	0	0	0				0	0	0	0	(
3							0	0	0	0	0				0	0	0	0	(
4							0	0	0	0	0				0	0	0	0	(
5							0	0	0	0	0				0	0	0	0	(
6							0	0	0	0	0				0	0	0	0	(
7							0	0	0	0	0				0	0	0	0	(
8							0	0	0	0	0				0	0	0	0	(
9							0	0	0	0	0				0	0	0	0	
10							0	0	0	0	0				0	0	0	0	(
11							0	0	0	0	0				0	0	0	0	(
12							0	0	0	0	0				0	0	0	0	(
14							0	0	0	0	0				0	0	0	0	
15							0	0	0	0	0				0	0	0	0	- (
16							0	0	0	0	0				0	0	0	0	
17							0	0	0	0	0				0	0	0	0	
18							0	0	0	0	0				0	0	0	0	
19							0	0	0	0	0				0	0	0	0	
20							0	0	0	0	0				0	0	0	0	
		<del> </del>		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 (A), (B)欄には,それぞれ様式第5 (A), (B)欄の対応する金額を記入すること。

(注) 2 (A) 欄の各行は,円単位で入力すること。

(注) 3 (B) 欄の各行は,千円未満を切り捨てること。(自動計算)

【本件担当】	
担 当 課	
担 当 者	
電話番号	
メールアドレス	

	(様式第7	変更交付決定通知書
--	-------	-----------

文書番号

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)変更交付決定通知書

都道府県・学校法人名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、次のとおり変更して交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

# 文部科学大臣

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」とし、その内容は、変更承認申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。 ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

 補助対象経費
 金
 円

 補助金の額
 金
 円

 今回の増減額
 金
 円

3 補助対象経費の区分ごとの補助対象経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業区分	補助対象経費(円)	補助金の額(円)	今回の増減額(円)
特別な支援を必要とする子供への就学前から 学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制 整備事業		0	
医療的ケア看護職員配置事業		0	
外部専門家配置事業		0	

4 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

	変更交付決定通知書)
	変更交付決定通知書)
(様式第7の2	

# 文 書 番 号

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)変更交付決定通知書

市町村名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定について、文部科学大臣より次のとおり変更して交付決定する旨の連絡があったので、同法第8条の規定により通知します。

# 令和 年 月 日

都道府県教育委員会名

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」とし、その内容は、変更承認申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。 ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費金円補助金の額金円今回の増減額金円

3 補助対象経費の区分ごとの補助対象経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業区分	補助対象経費(円)	補助金の額(円)	今回の増減額(円)
特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢 期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業		0	
医療的ケア看護職員配置事業		0	
外部専門家配置事業		0	

4 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

																都道府り	<b>県名</b>
				:	変更後の補助対象経費(A)(	円)			変更後の交付決定	定額(B)(円)		既交付決定額(C)(円)			変更増減額 (B)	- (C) (円)	
自治体コ	ード 補助事業者名 (市町村名)	変更承認申請 年月日	変更承認申請 文書番号	特別な支援を必要 とする子供への就 学前から学齢期、 社会参加まで切れ 目ないの支援体制 整備事業	医療的ケア看護職 外部専門家配置 員配置事業 業	事	計	特別な支援を必要 とする子供への就 学前から学齢期、 社会参加まで切れ 目ないの支援体制 整備事業	医療的ケア看護職 員配置事業	外部専門家配置事 業	特別な支援を必要 とする子供への就 学前から学齢期、 社会参加まで切れ 目ないの支援体制 整備事業	医療的ケアのため 外部専門家配置事	計	特別な支援を必要 とする子供への就 学前から学齢期、 社会参加まで切れ 目ないの支援体制 整備事業	医療的ケア看護職 員配置事業	外部専門家配置事 業	計
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
								0	0	0	0		0	0	0	0	
								0	0	0	0		0	0	0	0	
								0 0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0 0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
							(	0	0	0	0		0	0	0	0	
	合言	<b>計</b> 		0	0	0	(	0	0	0	0   0	0 0	0	0	0	0	
														【本件担当】       担 当 課			
														担当者			

(様式第9 事業中止(廃止)承認申	請書)	文書番号 令和 年 月 日
文部科学大臣 殿		
		申請者の名称 当該団体の長の職名 当該団体の長の氏名
令和 年度教育支援体制整備事業	管費補助金(切れ目ない支援体制整備充 では、	医実事業)中止(廃止)承認申請書
制整備充実事業)については、教育	で交付決定のあった教育支援体制整備 支援体制整備事業費補助金(切れ目な 五決定)第9条の規定に基づき,下記	い支援体制整備充実事業)交付要
	記	
1 交付決定額	円	
2 中止(廃止)の理由		
(注) 交付決定通知書の写しを添付	すること。	
	【本件担当】 担 当 課 担 当 者 電 話 番 号 メールアドレス	

(様式第10 事業	
	文書番号 令和 年 月 日
文部科学大臣 殿	
	届出者の名称
	当該団体の長の職名 当該団体の長の氏名
令和 4	平度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)事業遅延届
整備充実事業)に	日付け 第 号で交付決定のあった教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制ついては、下記の理由により補助事業の遂行が困難となりましたので、教育支援体制整備事目ない支援体制整備充実事業)交付要綱(平成28年4月1日文部科学大臣裁定)第10条告します。
	記
理由:	
	【本件担当】
	担     当       君     電       話     番
	メールアドレス

(様式第11 状況報告書)

 文書番号

 令和年月日

文部科学大臣 殿

提出者の名称

当該団体の長の職名

当該団体の長の氏名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業) に 係る状況報告書

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)に係る 事業の遂行状況について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30 年法律第179号)第12条の規定により別紙1を添えて状況報告書を提出します。

个门旦日	
担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

# (様式第11別紙1 状況報告書)

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)状況報告書

都道府県•市町村•学校法人名

(単位:円)

補助対象経費	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	支出済額 (C)	支出見込額 (D)	合計 (E)=(C)+(D)	(F) = (E)×1/ 3 ※千円未満切捨	差引増(△減)額 (G)=(F)-(B)
特別な支援を必要とする子供への就 学前から学齢期、社会参加までの切 れ目ない支援体制整備事業		0			0	0	0
医療的ケア看護職員配置事業		0			0	0	0
外部専門家配置事業		0			0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

- 1 (A)欄には、交付決定通知書に基づく補助対象経費を記入すること。
- 2 (C)欄には、父内及足量が青に塞う、補助対象経貨を記入すること。 2 (C)欄には、(A)欄のうち、既支出済額を記載すること。 3 (D)欄には、これから支出する見込み額を記載すること。ただし、(C)欄に記載した経費を再掲しないこと。 4 (F)欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。(自動計算)

担 当 課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

(様式第12 実績報告書)

文書番号

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

報告者の名称

当該団体の長の職名

当該団体の長の氏名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)実績報告書

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制充実事業)について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定に基づき,関係資料を添えて報告します。

- (注) 実績報告書添付様式に必要事項を記入し、実績報告書に添付すること。
  - ・実績報告書(内訳) (別紙様式第12別紙1)
  - ・事業実施報告書(別記1様式2、別記2様式2、別記3様式2のうち該当事業)

<u></u>	
担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

(様式第12の2 実績報告書)			
			文書番号
			令和 年 月 日
都道府県教育委員会 殿			
即但用			
		報告者の名称	
		当該団体の長	の職名
		当該団体の長	の氏名
令和 年度教育支援体制整備	i事業費補助金(切れ目な	い支援体制整備充実事	[業] 実績報告書
会和 - 年度 <del>数</del>	業費補助金(切れ目ない	支援休制充宝事業) に	ついて補助金等に係る予算の執行
の適正化に関する法律(昭和30	年法律第179号)第1	4条の規定に基づき,	関係資料を添えて報告します。
(注)実績報告書添付様式に必 ・実績報告書(内訳)	、要事項を記入し、実績幸 (別紙様式第12別紙1)	最告書に添付すること。	
	記1様式2、別記2様式	2、別記3様式2のう	ち該当事業)
	【本件担当】		
	担当課		
	担当者 電話番号		
	メールアドレス		

# (様式第12別紙1 実績報告書(内訳))

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)実績報告書(内訳)

都道府県•市町村•学校法人名

(単位:円)

補助事業区分	交付決定通知に基づく 補助対象経費	交付決定額 (A)	補助事業に要した経費 (B)	(B)×補助率1/3 ※千円未満切捨 (C)	(A)と(C)のいずれか 低い額(D)	概算払受領済額 (E)	差引精算額 (D)-(E)
特別な支援を必要とする子供 への就学前から学齢期、社会 参加までの切れ目ない支援体 制整備事業		0		0	0		0
医療的ケア看護職員配置事業		0		0	0		0
外部専門家配置事業		0		0	0		0
合計	0	0	0	0	0	0	0

1 (A)欄には、交付決定通知書に基づく交付決定額を記入すること。(自動計算) 2 (C)欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。(自動計算)

【本件	牛担当】		
担	当	課	
担	当	者	
電	話 番	号	
			T

# (様式第13 額の確定通知書)

文書番号

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業) の額の確定通知書

都道府県·学校法人名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)の額を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

# 令和 年 月 日

文部科学大臣

記

補助事業区分		確定額 (円)	
特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援 体制整備事業	金		円
医療的ケア看護職員配置事業	金		円
外部専門家配置事業	金		円
合計	金	0	円

担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

(様式第1	$3\mathcal{D}2$	額の確定通知書)
(1がとしカ) エ	0 0 2	

文 書 番 号

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業) の額の確定通知書

市町村名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)の額を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

令和 年 月 日

都道府県教育委員会名

記

補助事業区分		確定額 (円)	
特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援 体制整備事業	金		円
医療的ケア看護職員配置事業	金		円
外部専門家配置事業	金		円
合計	金	0	円

<b>L</b> 1 1 1 3 — — <b>Z</b>	
担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

(依式の男子 銀び)惟足に関する)報日青	(様式第14	額の確定に関する報告書
----------------------	--------	-------------

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

報告者の名称

当該団体の長の職名

当該団体の長の氏名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)の額の確定に関する報告書

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)について、市町村から実績報告書が提出され、別紙のとおり補助金の額を確定しましたので、下記に確定額の総額を記し、関係資料を添えて報告します。

記

1. 統括表 (単位:円)

1. //0112							(     1 + 1 + 7
補助事業区分	補助事業に 要した経費 (A)	交付決定額 (B)	確定額 (C)	支出官の 支出済額 (D)	不用額 (B) - (C)	返還額 (D) - (C)	備考
特別な支援を必要とする子供への 就学前から学齢期、社会参加まで の切れ目ない支援体制整備事業					0		
医療的ケア看護職員配置事業					0		
外部専門家配置事業					0		
合計	0	0	0	0	0	0	0

(注) 市町村から提出された実績報告書(内訳) (様式第12別紙1)、事業実施報告書(別記1様式2、別記2様式2、別記3様式2のうち該当事業)の写し及び 額の確定に関する報告書添付様式(様式第14別紙1)を添付すること。

 【本件担当】

 担当課

 担当者

 電話番号

 メールアドレス

				令和 年度教	效育支援体制整備事業費補助金(	切れ目ない支援	体制整備充実事業)市町村別確定	三額一覧表					
											都道	府県名	
	補助事業に要した経費(A)	) (円)	交付決定額(B) (円)		確定額(C) (円)		支出官の支出済額 (D)	(円)	不用額 (B) - (C) (	円)	返還額 (D) - (C) (	円)	 
自治体コード 市町村名	特別な支援を必要と する子供への就学前 から学齢期、社会参 加までの切れ目ない 支援体制整備事業	外部専門家配置事業	特別な支援を必要と する子供への就学前 から学齢期、社会参 加までの切れ目ない 支援体制整備事業	外部専門家配置事業	特別な支援を必要と する子供への就学前 から学齢期、社会参 加までの切れ目ない 支援体制整備事業	外部専門家配置事業	する子供への就学前 から学齢期、社会参 加までの切れ目ない 歴置事業	外部専門家配置事業	特別な支援を必要と する子供への就学前 から学齢期、社会参 加までの切れ目ない 支援体制整備事業	する子供への家外部専門家配置事業 から学齢期、社会 かまでの切れ E	だ学前 比会参 目ない ■ない	外部專門家配置事業	確定年月日
	0 0	(	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 (	0	
	0 0	(	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 (	0	
	0 0	(	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 (	0	
	0 0	(	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	
	0 0	(	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 (	0	
	0 0	(	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 (	0	
	0 0	(	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	
	0 0	(	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	
	0 0	(	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	
	0 0	(	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	
	0 0	(	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 (	0	
	0 0		0 0	0	0 0	0	0 0	0	0	0	0 (	0	
	0 0			0	0 0	0		0			0 0	0	
	0 0			0	0 0	0		0	0		0 0	0	
	0 0			0	0 0	0	0 0	0		0	0 0	0	
	0 0			0	0 0	0	0 0	0		0	0 0	0	
	0 0			0	0 0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	
	0 0		0 0	0	0 0	0	0 0	0	0	0	0 (	0	
	0 0		0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 (	0	
 合 計	0 0	(	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 (	0	
		特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業	市町村名	市町村名	特別な支援を必要と	特別な支援を必要と	お前体	特別な 技術を重要という	持ちな	日本学   日本	特別などからの形に	日本日本   日本日本	

1 (A)欄には、交付決定通知書に基づく補助対象経費を記入すること。 2 (C)欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。 
 【本件担当】

 担当課

 担当者

 電話番号

 メールアドレス

# (様式第15 返還命令書)

文 書 番 号

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)返還命令書

都道府県・学校法人名

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条 第2項の規定に基づき,下記のとおり補助金の返還を命じます。

令和 年 月 日

文部科学大臣

## 1 事業名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)

2 補助金の返還額

区分	返還額	
教育支援体制整備事業費補助金		円
(切れ目ない支援体制整備充実事業)		

# 3 納付期限

# 令和 年 月 日

納付期限までに完納しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を付するものとする。

【本件担当】	
担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

(様式第1	$5\mathcal{O}2$	返還命令書)
ハイン	0 0 2	

文 書 番 号

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)返還命令書

市町村名

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18 条第2項の規定に基づき,下記のとおり補助金の返還を命じます。

令和 年 月 日

都道府県教育委員会名

# 1 事業名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)

# 2 補助金の返還額

区分	返還額
教育支援体制整備事業費補助金	円
(切れ目ない支援体制整備充実事業)	

# 3 納付期限

# 令和 年 月 日

納付期限までに完納しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を付するものとする。

担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

(様式第16	仕入控除税額報告書)

文 書 番 号 令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

報告者の名称 当該団体の長の職名 当該団体の長の氏名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付要綱(平成28年4月1日文部科学大臣決定)第13条の2の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179条)第15条の規定 による確定額又は事業実績報告による精算額

金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 | P

3 添付資料

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付すること。

<u> </u>	
担当課	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

(様式第17 調書)

# 令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)調書

都道府県・市町村名

文部科学省所管													1
国		ī		地	方	1	公	共		<u>1</u>	体		
			歳	7	\			歳		出		_	
歳出予算科目	交付決定額 (円)	補助率	科 目	予算現額 (円)	収入済額 (円)	科目	予算現額 (円)	うち 国庫補助金 相当額 (円)	文田併領 (田)	うち 国庫補助金 相当額 (円)	繰 越 額	うち 国庫補助金 相当額(円)	備
(項) 初等中等教育振興費			(款)国 庫 支出金	当 初 予 算 額		(款)教育費	当 初 予 算 額						
			(項)国 庫 補助金	追 加 更 正 予 算 額		(項)	追 加 更 正 予 算 額						
(目) 教育支援体制整備事業費 補助金(切れ目ない支援 体制整備充実事業)													
(目細) 特別な支援を必要とする 子供への就学前から学齢 期、社会参加までの切れ 目ない支援体制整備事業 (目細) 医療的ケア看護職員配置 事業													
事果 (目細) 外部専門家配置事業													